

法定監査における監査人の民事責任の限定について

平成22年7月7日

日本公認会計士協会

目 次

I	はじめに	1
II	本研究報告の構成及び対象	2
1.	本研究報告の構成	2
2.	本研究報告の対象	2
	【表1】本研究報告で考察する責任限定方法	3
III	諸外国における監査人の民事責任の限定	5
1.	EU 主要国及びアメリカにおける監査人の民事責任の限定	5
	(1) イギリスにおける監査人の民事責任の限定	5
	(2) フランスにおける監査人の民事責任の限定	7
	(3) ドイツにおける監査人の民事責任の限定	9
	(4) アメリカにおける監査人の民事責任の限定	12
2.	EU における監査人の民事責任限定の動向	16
	(1) 民事責任限定の検討の背景	16
	(2) 民事責任限定の検討の概要	17
IV	我が国における監査人の民事責任の限定	21
1.	監査人の民事責任を取り巻く環境・背景	21
	(1) 法定監査の概要	21
	(2) 会計事務所の組織形態	21
	(3) 損害賠償の発生状況	22
	(4) 挙証責任	22
2.	民事責任の概要及び民事責任の限定の状況	22
	(1) 民事責任の概要	22
	(2) 民事責任の限定の状況	23
3.	我が国の監査人の責任限定方法の特徴	24
	【表2】監査人の責任限定に関連する項目の比較表	25
V	まとめ	26

I はじめに

昭和 23 年に我が国の公認会計士制度が発足してから 60 余年、昭和 41 年に監査法人制度が導入されてから 40 余年が経過したが、この間、企業の活動は著しく多様化、複雑化、国際化した。それに伴い、監査人が実施している監査業務の内容も高度化するとともに規模も拡大し、これが監査法人の規模拡大等の監査市場の変化をもたらす一方、企業を取り巻く利害関係者の増大等から監査人の責任も大きなものとなった。

このように監査を取り巻く環境が大きく変化したことを受け、監査人が職業的専門家として監査業務の遂行上払うべき「正当な注意」の内容も変遷しており、特に平成 3 年の監査基準改訂においてリスク・アプローチという概念が導入されたこともあり、より一層その複雑性が増し、監査人が責任を問われるリスクも高まることとなった。また、我が国においては、上場企業の粉飾決算事件等、重大な会計不祥事が続発したことから、監査人の社会的認知度が向上するとともに監査人に対する期待が高まっており、監査人が責任追及されやすい環境にもなっている。

このような状況下において、平成 19 年に公認会計士法が改正され、その中で有限責任組織形態の監査法人制度の創設が図られた。有限責任監査法人における特定証明については、虚偽証明等による被監査会社及び第三者からの損害賠償請求に係る債務につき、監査法人の財産をもって完済できない場合等でも指定有限責任社員以外の社員の責任はその出資の価額を限度とされ、対第三者責任を含めて監査法人内における社員の責任が限定されることとなった。しかしながら、有限責任監査法人にあっても監査法人自体の責任や指定有限責任社員の監査証明業務にかかわる責任は無限責任監査法人におけるものと違いはなく、この点から監査人は引き続き大きな責任を負っている状況にあるといえる。

一方、海外ではエンロン事件の発生による大手会計事務所の消滅等を契機として、監査人の責任や責任限定の議論が各国でより盛んに行われるようになっており、監査人の責任限定の実施又は検討がなされている。

以上のことから諸外国における監査人の責任、特に責任限定の現状を調査することは有意義であると考え、それにより我が国における監査人の責任限定の必要性和方向性を考察することで、今後の会員の検討の一助に資することとして本研究報告を取りまとめた。

II 本研究報告の構成及び対象

1. 本研究報告の構成

本研究報告では、まず諸外国における監査人の責任や責任限定の現状を整理・分析する。具体的には、イギリス、フランス、ドイツ及びアメリカの監査人を取り巻く環境・背景として、各国の法定監査制度の概況、監査人が所属する会計事務所の組織形態、監査人の責任を追及する損害賠償請求の発生状況、損害賠償請求訴訟における挙証責任の状況について整理・分析の上、監査人の責任や責任限定方法の導入状況について考察する。

また、EU（欧州連合）に関して、2008年6月に欧州委員会から「法定監査人及び監査事務所の民事責任限定に関する委員会勧告」（以下「欧州委員会勧告」という。）が公表されているが、本研究報告に関連する内容であることから、その概況を紹介する。

次に、同様の項目について我が国の現状を整理・分析し、諸外国との異同を考察することで我が国の監査人の責任及び責任限定の特徴等を明確にする。

最後に、我が国における監査人の責任限定の必要性和方向性について考察する。

2. 本研究報告の対象

本研究報告は、法定監査における監査人の負う会社及び第三者に対する民事責任及びその責任限定を中心に考察するものである。一般的に、監査人は法定監査を実施する際、監査契約違反による債務不履行責任や不法行為責任を負うことが想定される。

法定監査を担う公認会計士及び監査法人は「勅許会計士」や「会計監査役」、「経済監査士」など各国で呼称は様々であるが、必要がない限り総称して「監査人」と表現することとする。

また、監査人の責任の限定方法は理論上において多岐にわたり想定できるが、諸外国との比較可能性の確保や我が国の特徴を明確にする観点から、本研究報告では、表1に記載した責任限定方法を中心に考察することとする。

【表１】本研究報告で考察する責任限定方法

視 点	責任限定方法等	主な責任対象	概 要
責任額の限定	キャップ制	第三者 会社	監査人の責任の上限額を法律で決定する方法である。 上限額は会社規模や監査報酬を基礎に算定することが想定される。
	比例責任（連帯責任の排除）	第三者 会社	例えば、監査人が会社（役員）とともに責任追及された場合に、会社（役員）と連帯して責任を負うのではなく、監査人の責任割合に応じた部分についてのみ責任を負う方法である。
	契約による限定	会社	被監査会社と締結する監査契約の中で、監査人の責任の上限額や連帯責任の排除を決める方法である。
	過失相殺法理による限定	第三者	例えば、投資家が監査人を責任追及した場合でも、投資家側に一定の過失が認められれば、その割合に応じて監査人の責任を軽減する方法である。
追及可能性の限定	第三者範囲の限定	第三者	監査人に責任追及できる権利を有する第三者の範囲を限定する方法である。
	セーフハーバー（免責条項）の設定	第三者 会社	監査人の職業的専門家として果すべき役割や任務をより具体化、明確化し、監査人が免責されるための条件を具体化、明確化する方法である。
責任への補償充実	保険制度の導入	第三者 会社	監査人が責任を負うことになった場合に、支払う損害賠償金を保険で補償する方法である。 保険制度は責任を直接限定する方法ではないが、キャップ制などと同時に議論されることがあるため、責任限定方法の一つとして議論する。

上記の責任限定方法の主な特徴（長所・短所）は以下のとおりである。

(1) キャップ制

- ・ 対第三者責任、対会社責任のどちらの責任も限定することができる方法である。
- ・ 潜在的な賠償請求額の上限を設定するので、損害の予見可能性が高まる。

このことで保険による補償が実施しやすくなる。

- ・ 法律による限度額設定であり、会社との交渉がなく、独立性を害する可能性が少ない。
- ・ 会社の規模、監査報酬、リスク等が多岐にわたるのに対し、責任額が硬直的・画一的になる可能性がある。
- ・ 監査報酬を基準に限度額を設定した場合、監査報酬のダンピングを招く可能性がある。

(2) 比例責任（連帯責任の排除）

- ・ ディープポケット目的の訴訟が数多く提訴されることを防止できる。
- ・ 第三者、会社に対する責任を限定できる。
- ・ キャップ制に比べ、予見可能性は低い。

(3) 契約による限定

- ・ 契約当事者間の合意に基づくため、柔軟性がある。
- ・ 会社との契約交渉の中で監査人の独立性が阻害される可能性がある。
- ・ 契約に拘束されない第三者への責任は限定できない。

(4) 過失相殺法理による限定

- ・ 契約当事者でない第三者への責任を限定することができる。
- ・ 監査意見と投資家の損害の因果関係の類型化は困難であり判断が非常に難しいため、予見可能性が低い。

(5) 第三者範囲の限定

- ・ 契約当事者でない第三者への責任範囲を直接的に限定することができる。
- ・ 第三者の範囲を理論的に決定するのが難しい。

(6) セーフハーバー（免責条項）の設定

- ・ 監査人が遵守すべき正当な注意の範囲が明確になる。
- ・ セーフハーバー以上の監査手続の必要性の検討を阻害するというモラルハザードを生み出す可能性がある。
- ・ リスク・アプローチを中心とする監査の性格上、詳細なセーフハーバーの設置は現実的でない。

(7) 保険制度の導入

- ・ 監査人の支払能力を超えた損害であっても被害者への支払が可能となる。
- ・ 責任そのものの限定が十分でない場合、保険料が高騰する可能性がある。

なお、本研究報告の取りまとめに当たり、関連書籍や欧州委員会勧告などの公表文書（関係機関のホームページ上の情報も含む。）から情報を把握するとともに、イギリス、フランス、ドイツ及びアメリカの会計士協会に対して文書によるアンケートを実施（2009年10月実施）することにより情報のアップデートを図り、それらを基に可能な限り最新情報を記載している。

III 諸外国における監査人の民事責任の限定

1. EU主要国及びアメリカにおける監査人の民事責任の限定

(1) イギリスにおける監査人の民事責任の限定

① 監査人の民事責任を取り巻く環境・背景

ア. 法定監査の概況

イギリスにおける法定監査は、会社法に規定される売上高が 100 万ポンド以上のすべての株式会社に対する職業会計士（勅許会計士）による監査と、金融サービス局上場規則に基づく上場企業の監査がある。

イ. 会計事務所の組織形態

イギリスにおいて採用し得る会計事務所の組織形態は、以下のとおりである。

- ・ 個人事務所
- ・ 無限責任パートナーシップ
- ・ 有限責任パートナーシップ（LLP）
- ・ 有限責任会社

ただし、有限責任形態を採る大手会計事務所を除き、多くの会計事務所が無限責任パートナーシップを採用している。

有限責任会社や有限責任パートナーシップが普及しなかった理由としては、無限責任パートナーシップ制度が広く慣行として採用されていることや、有限責任会社を採用した場合、財務諸表の公開、監査義務が発生すること、及びパートナーの報酬について、パートナーシップの方が有限責任会社よりも税制上、有利であること等が考えられる。

ウ. 損害賠償の発生状況

イギリスにおいては、監査人が多額の損害賠償金を支払わされている訴訟も見受けられる。これは、監査人は損害賠償保険に加入する義務があり、一般に損害賠償金を獲得しやすいと考えられていることが背景にあると考えられる。

エ. 挙証責任

イギリスにおいては、監査人に対する損害賠償責任に関して、その挙証責任は原告にある。

② 民事責任の概要及び民事責任の限定の状況

ア. 概要

イギリスにおいて、監査人は、会社に対して、債務不履行責任と不法行為責任を負っている。

従来は、会計事務所の組織形態により会計事務所内での責任を限定するのみで、キャップ制や比例責任により監査人の責任を限定していなかった。しかし、キャップ制や比例責任が導入されていない状況下では、監査人の

責任が重く、監査人が市場から撤退する可能性があること、重い責任を負うリスクに対応するために、監査報酬が高騰する可能性があること、監査人がリスク回避型の監査を導入する可能性があること等が指摘されていた。

上記を背景として、イギリスでは2006年に会社法が改正され、2008年4月以降、一定要件はあるものの、会社との契約により責任限定条項を設けることができるようになった。

イ. キャップ制

イギリスにおいては、キャップ制は導入されていない。

ウ. 比例責任（連帯責任の排除）

イギリスにおいては、比例責任は導入されていない。

エ. 契約による限定

上記のようにイギリスにおいては、2006年の会社法改正において、監査人は会社との契約により責任を限定できるようになっている。

監査人が契約により責任を限定するためには、監査人の責任限定を明記した契約を締結するのはもちろんのこと、株主の承認を得ること、責任上限額が公正かつ相当である額を下回っていないこと、及び責任限定契約の期間が一会計期間に限定されていることなどの要件が必要となっている。仮に公正かつ相当である額を下回る責任限定契約を締結した場合でも、責任限定契約のすべてが無効となるのではなく、裁判所が設定した公正かつ相当である額のレベルに変更されることになる。

また、契約による責任限定の具体的方法としては、損害に対する責任を比例配分する方法、責任上限額を設定する方法、公正かつ相当である額の負担をするという文言を記載する方法、及びこれらを組み合わせる方法が想定されている。この結果、対会社責任については、キャップ制や比例責任と同様の効果を得ることが可能となったが、契約による責任限定の範囲は、会社との契約に基づく限定であるため、対会社責任にとどまり、対第三者責任には効果が及ばないことになっている。

オ. 過失相殺法理による限定

イギリスにおいては、過失相殺法理の概念が導入されている。すなわち、原告に過失がある場合には、原告がその損害に対してどれだけの負担をすべきかについて、公正かつ衡平であると裁判所が考える範囲で損害を減額することができることになっている。

カ. 第三者範囲の限定

イギリスにおいては、対第三者責任よりも対会社責任が追及されることが多く、第三者の範囲は狭いものとなっている。現在、株主も個人が第三者として認められるわけではなく、株主全員が一つの総体として、第三者として認められるにすぎない。

キ. 保険制度の導入

イギリスにおいては、法定監査人に損害賠償保険に加入する義務が課されている。

これは会計士協会の規則で義務化されており、例えば、ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）の会員は年収の 2.5 倍（最低 5 万ポンド）の保険に加入することになっている。

(2) フランスにおける監査人の民事責任の限定

① 監査人の民事責任を取り巻く環境・背景

ア. 法定監査の概況

フランスにおける法定監査は、会計監査役制度として商法に規定されている。会計監査役は商法上の機関であり、株主総会で選任される点では我が国の監査役と共通点があるが、一方で、会計監査役は特別の専門家資格である点、自然人以外の法人も就任できる点などで相違点もある。また、会計監査人が選任されず、会計監査役のみが監査を実施する点でも我が国と相違している。

フランスの会計監査役の主たる職務は、主として年度決算書類（連結決算書類を含む。）、営業報告書及び株主への送付書類のうち会計に関する部分の証明にある。ただし、我が国の監査人に会社法や金融商品取引法では求められていない項目、例えば、最高報酬額受領者の報酬総額の正確性の証明や利益相反取引に関する特別報告書の作成、内部統制に関する報告書の作成等についても職務対象となっている。なお、会計監査役は、会社の機関であることから、会社に対する会計、税務業務やコンサルタント業務等のサービスを行い、報酬を得ることは一切禁じられている。

フランスにおける株式会社及び株式合資会社は、会社規模に関係なく法定監査の対象となる。一方、有限会社、合資会社及び合名会社は、小会社に該当する場合、法定監査が免除されている。具体的には次の 3 つの基準のうち 2 つ以上に該当する会社でのみ法定監査が必要とされている。

- ・ 売上高が 310 万ユーロ（約 5 億円）以上
- ・ 総資産が 155 万ユーロ（約 2 億 5000 万円）以上
- ・ 従業員数が 50 人以上

上記のように、我が国に比べ法定監査が求められる会社の財務基準が低いことから、監査対象会社が約 40 万社にもなり、小規模な会社も多く含まれていることが特徴となっている。

イ. 会計事務所の組織形態

フランスにおいて採用し得る会計事務所の組織形態は、以下のとおりである。

- ・ 個人事務所
- ・ 有限責任パートナーシップ（LLP）

- ・ 有限責任会社
- ・ 合名会社
- ・ 合資会社
- ・ 株式会社

この中で大多数の会計事務所は有限責任会社又は株式会社形態を採用している。この場合、訴訟案件に関しパートナーに対する責任が限定されることになる。ただし、無限責任の組織形態を採用している会計事務所も皆無ではない。

ウ．損害賠償の発生状況

2000 年に実施された調査によれば、フランスにおいて監査人の民事責任を問う訴訟は年間 170 件、刑事責任については年間 30 件程度発生しているとのことであり、巨額訴訟はあまりない。

監査人の対第三者責任については、株主や企業買収者が責任追及することがあるが、その場合でも、監査人の過失の存在、損害の発生、因果関係を第三者側が立証しなければならず、また、会社の過失と相殺されるので、監査人が多額の損害賠償を支払うことは稀になっている。さらに、損害賠償責任が発生した場合も、損害賠償保険で対処しており、監査人の責任について深刻な問題は生じていない状況となっている。

エ．挙証責任

フランスにおいては、結果を出さなくても、監査人として最善を尽くせば債務を履行したこととなり、監査人に対する損害賠償責任に関して、その挙証責任（手段債務の挙証責任）については、原告側にある。

② 民事責任の概要及び民事責任の限定の状況

ア．概要

フランスの商法は、監査人は会社だけでなく第三者に対しても、その職務遂行においてフォート及び懈怠により発生した損害について責任を負うと定めている。なお、フォートとは、故意及び過失の両方を含むフランス法独特の概念である。責任限定に関しては、後述のとおり、キャップ制ではなく、比例責任により限定しているのがフランスの特徴となっている。

イ．キャップ制

フランスにおいては、キャップ制は導入されていない。また、現在のところ、キャップ制導入に向けての制度改正の動きもなく、フランス会計士協会においても、キャップ制導入についての働きかけはしていないようである。

キャップ制導入について消極的な理由としては、損害賠償額に上限が定められていると、上限額まで請求する可能性が高いが、必ずしも原告の損害を反映するものではないためと考えられる。

ウ．比例責任（連帯責任の排除）

フランスにおいては、不法行為に基づく損害賠償責任は原則として分割責任となっており、監査人の責任についても、他の監査人との関係又は取締役との関係において、原則として比例責任となっている。

実際に監査人の責任が問われた会計不正の事案では、会社の社長の責任割合が75%なのに対し監査人が25%とされたもの、銀行の責任割合が40%、被監査会社が25%、コンサルタントとしての公認会計士が20%、監査人が15%という判断を下した裁判例がある。その比率は個々の事案によって異なる。もっとも、監査人が経営者、取締役と連帯してすべての責任を負わされた判決もある。

エ．契約による限定

フランスにおいては、一般的に監査人の責任は契約責任ではなく不法行為責任と考えられていることから、契約による責任限定はできないとされている。

オ．過失相殺法理による限定

フランスにおいては、過失相殺という概念そのものはない。しかし、原告のフォートを認定して、監査人の責任を限定する判例法理が存在する。

この判例法理によれば、原告のフォートが認定されることにより、部分的因果関係の認定や機会損失を損害とするといった柔軟な解釈により、監査人の損害賠償額が限定がなされる余地が作り出されている。これらにより、結果として他国における過失相殺と同じような効果が得られることになる。

なお、我が国では一般的に因果関係はその有無で判断され、フランスのような因果関係を部分的に認める裁判例は稀である。また、我が国ではフランスのような機会の損失という概念も採用されていない。

カ．第三者範囲の限定

フランスにおいては、監査人の責任は不法行為責任としての性格を有していることから、第三者範囲は広範囲なものと考えられる。もっとも、フォートの認定や因果関係の認定の過程で実質的に第三者範囲を限定した判断がなされることもある。

キ．保険制度の導入

フランスにおいては、法定監査人に損害賠償責任保険の加入義務が課されており、争いごとの最低付保金額は250万ユーロとなっている。

(3) ドイツにおける監査人の民事責任の限定

① 監査人の民事責任を取り巻く環境・背景

ア．法定監査の概況

ドイツにおける法定監査は、基本的には商法上の経済監査士制度として

規定されている。商法上、株式会社、株式合資会社及び有限会社を規模別に大中小の3つに分類し、大中規模の会社に対し法定監査が義務付けられている。なお、法定監査対象会社数は推計ではあるが7万社から10万社といわれている。

イ. 会計事務所の組織形態

ドイツにおいて採用し得る会計事務所の組織形態は、以下のとおりである。

- ・ 個人事務所
- ・ 有限責任パートナーシップ (LLP)
- ・ 有限責任会社
- ・ 合名会社
- ・ 合資会社
- ・ 株式合資会社
- ・ 株式会社

この中で大多数の会計事務所は有限責任会社又は株式会社形態を採用している。ドイツにおいては、会計事務所の規模も小さく、有限責任会社形態が幅広く活用されているため、有限責任パートナーシップの形態を採る会計事務所はほとんどない。

ウ. 損害賠償の発生状況

ドイツにおいては、監査人が第三者に対して責任を負う根拠としては、第三者保護機能を組み込んだ契約、いわゆる第三者保護効を有する契約がない場合には不法行為が主たる根拠となる。ただし、過失による不法行為責任が追及されるのは一定の生命、身体、名誉が脅かされる場合であり、纯粹経済損害について追及されることは極めて例外的となっている。

その結果、第三者が監査人を訴える訴訟はほとんどなく、会社が監査人を訴える訴訟がほとんどである。具体的には、監査人が従業員の横領を看過した場合や会社が投資家からの損害賠償請求に応じて賠償したことに関連して監査人を訴える場合である。

なお、会社が監査人を訴えた場合でも、保険金で補償され、和解で解決されることが多い。また、請求件数等は公表されていないが、最近では保険掛金が増額されていることから、賠償事件は増加している傾向にあると考えられる。

エ. 挙証責任

ドイツにおいては、監査人に対する損害賠償責任に関して、その挙証責任は原告にある。

② 民事責任の概要及び民事責任の限定の状況

ア. 概要

ドイツにおいては、監査人の責任は会社に対するものが中心で、会社に対しては債務不履行責任と不法行為責任を負っている。一方、第三者に対しては、契約上、第三者保護条項がない限り第三者に対する責任が追及されるのは監査人の不法行為に基づく責任のみである。

商法上、第三者保護が認められる規定はないとされているため、監査人が第三者に対する責任を追及されることはないと解釈されている。一方、目論見書を規制する法律に第三者保護が認められる規定があるため、監査人に過失があれば第三者に対する目論見書責任が追及されると解されている。

ドイツにおいては、監査人の会社に対する責任の限定に関しては、まずキャップ制を採用している点が特徴である。また、比例責任に関しては制度としては導入されていないが、会社に対する責任としては契約により比例責任と同様の効果を得ることが可能である点も特徴である。

イ. キャップ制

ドイツにおいては、キャップ制が導入されている。当該制度は保険監督法の 1931 年 7 月改正により、強制監査が定められた際に導入された規定に由来する。当該規定の趣旨は、監査人を無制限の損害賠償義務から解放することと、責任上限額の設定により責任上限額までの責任保険の付保を可能とすることにある。

その後、当該規定が踏襲され、1931 年 9 月の商法改正において、監査人の過失による、会社に対する責任限度額が規定された。現在では、監査人の過失による、会社に対する責任の上限は、一法定監査につき 100 万ユーロ、上場企業の監査の場合は一法定監査につき 400 万ユーロであり、契約によって責任を免除、制限することはできないと定められている。

なお、この規定は会社に対する不法行為に基づく責任にも類推適用されると考えられている。

ウ. 比例責任（連帯責任の排除）

ドイツにおいては、会社に対する責任について、商法上、決算監査役と被監査会社の取締役、監査役との連帯責任としての定めはないが、一方で比例責任について明文化された規定もなく、比例責任は制度として導入されてはいない。しかし、経済監査士規則では、契約約款により連帯責任の例外を定めることは認められている。その意味では、契約により比例責任と同様の効果を得ることが可能であるといえる。

エ. 契約による限定

ドイツにおいては、法定監査において、法定された対会社責任上限額を被監査会社との契約において更に制限することはできないとされている。

また、契約に基づく第三者に対する責任に関して、第三者保護条項のある契約の場合は、監査人は第三者に対しても当該契約による責任を負うこ

とになるが、その場合でも契約により責任制限条項を設けることができると解されている。

オ．過失相殺法理による限定

ドイツにおいては、不法行為に基づく対第三者責任について、一般理論として過失相殺原理の考えがあるため、監査人の対第三者責任について過失相殺が認められている。ただし、過失相殺がどの程度の状況で認められるかを示した裁判例はない。

カ．第三者範囲の限定

ドイツにおいては、裁判例からは、保護された第三者の範囲は狭いが、むしろ、不法行為責任の成立の範囲が狭いといえる。

キ．保険制度の導入

ドイツにおいては、商法に定める責任限度額を最低付保額とする責任保険への加入が強制されている。さらに経済監査士規則による授権に基づき制定された「経済監査士及び宣誓帳簿監査士の職業責任保険に関する命令」により、監査人は、その任期中を保険期間とする保険に加入することが要求されている。

(4) アメリカにおける監査人の民事責任の限定

① 監査人の民事責任限定の動向

アメリカでは、1980 年代初頭及び 1990 年代における景気低迷時において、企業や金融機関の経営破綻が多く発生し、経営破綻により損害を受けた投資家は、企業や監査人に対し数多くの訴訟を提訴した。

当該訴訟では、アメリカ特有の訴訟環境を背景に、監査人に数百万ドルもの損害賠償金の支払を命じる判決が出たり、多額の和解金を支払う和解が成立したりすることがあった。このような監査人への責任追及の増加は、監査人が加入する保険の保険料率を著しく上昇させ、ひいては保険会社が市場から撤退するまでに発展した。

上記のことから、アメリカでは、企業や監査人の民事責任限定について議論がなされるようになり、後述する民事責任訴訟改革法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995、以下「PSLR 法」という。)が制定されることとなった。

② 監査人の民事責任を取り巻く環境・背景

ア．法定監査の概況

アメリカにおける法定監査には、上場企業等のアメリカ証券取引法の規定による監査や、地方免税債を発行する際の条件として義務付けられる監査、その他連邦法や州法で規定された監査等がある。

イ．会計事務所の組織形態

アメリカにおいて採用し得る主な会計事務所の組織形態は、以下のとおりである。

- ・ 専門家法人
- ・ 有限責任パートナーシップ (LLP)
- ・ 有限責任会社

なお、大手の会計事務所の多くは、有限責任パートナーシップの形態を採用している。

ウ．損害賠償の発生状況

アメリカの最も大きな特徴といえるのが訴訟の多さと規模の大きさである。なぜアメリカにおいて、訴訟が数多く提起され、かつ、その規模が大きくなるのかについては、アメリカ固有の司法制度が大きく影響している。代表的な特徴としては、弁護士費用の成功報酬制度、懲罰的賠償制度、クラスアクション制度及びディスカバリー制度が挙げられる。

(ア) 弁護士費用の成功報酬制度

成功報酬制度とは、弁護士が弁護に成功し勝訴した場合、相手から受け取る賠償金や和解金の一定割合（通常3割～5割程度）を成功報酬として受け取ることができるという制度である。

当該制度では、受け取る賠償金・和解金が多額になるほど弁護士は受け取る報酬額も増えるため、弁護士自身が次々と訴訟を起こし、なるべく多額の賠償金・和解金を得ようと試みる。そのため原告の弁護士は積極的に原告への宣伝活動を行い、訴訟を起こすよう呼びかけることもある。

(イ) 懲罰的賠償制度

アメリカの損害賠償には填補的損害賠償と懲罰的損害賠償の2種類がある。填補的損害賠償とは、原告が実際に受けた被害・損害を補償するものである。一方、懲罰的損害賠償とは、被告の行為が悪質な場合に、再発防止の観点から被告を罰する目的で「見せしめ」的に課すものである。懲罰目的であるため金額に明確な根拠は乏しく、潤沢な資金を有する大企業では、高額な賠償金を課されることが多くなっている。

(ウ) クラスアクション制度

当該利害関係者集団（クラス）を代表して、1人又は複数の者が、クラス全員のために原告として訴えることができる制度である。

当該制度では、訴訟を一度に解決できる効率性の面でメリットがある。特に原告弁護士は規模が大きくなるほど賠償額も増加し、弁護士報酬額も増加するため、大規模なクラスアクションを積極的に提訴しようとする傾向がある。企業にとっても勝訴すれば訴訟を一度に解決できるというメリットはあるものの、敗訴した場合には、莫大な損害賠償金を支払う結果になるため、判決を待たずに途中で和解するケースが多くなって

いる。

(エ) ディスカバリー制度

当事者は一部の例外文書を除き、訴訟に関連するすべての文書の提出を相手方に要求することができるとともに、関係者から証言を聴取できることになっている。このため、原告が事前に十分な証拠がない状況でも、訴訟の過程で自分に有利な証拠を入手できる可能性があり、手持ち証拠に照らして勝訴する可能性が低い場合であっても、訴訟が提起されることになる。

エ. 挙証責任

アメリカの場合、挙証責任は原告側にあるが、ディスカバリー制度があるため、お互いに何を立証し、何を抗弁するかが主な論点となる。

③ 民事責任の概要及び民事責任の限定の状況

ア. 概要

アメリカにおける監査人の責任は、責任の発生事象により債務不履行責任、過失責任、不法行為責任の3つの観点から整理され、責任限定の範囲もそれぞれ異なったものとなっている。

イ. キャップ制

アメリカにおいては、キャップ制は導入されておらず、他の方法で監査人の責任を限定している。これは、後述する比例責任の採用や、第三者範囲の限定によって監査人の責任が限定されており、アメリカ公認会計士協会等からキャップ制の導入がそもそも提言されたことがなかったためと考えられる。

ウ. 比例責任（連帯責任の排除）

アメリカでは、従来、監査人の責任は1933年連邦証券法、1934年連邦証券取引所法により定められ、同法に違反した被告（監査人）は、原告の損害額全体に対し、他の被告と連帯責任を負うものとされていた。しかし、「(4)① 監査人の民事責任限定の動向」で記載した監査人への責任追及の増加等を契機に、アメリカ連邦議会は1995年にPSLR法を制定した。

PSLR法は、監査人の連帯責任を排除し、比例責任を採用している。すなわち、監査人に故意がある不法行為責任である場合を除き、監査人の責任割合に応じた部分に限り、損害賠償責任を負うことにしたのである。

エ. 契約による限定

アメリカの実務では、契約による責任限度額の設定はなされていない。これは、契約による責任限定をするための法律上の障害はないものの、アメリカでは、対会社責任よりも対第三者責任が中心に議論されることが多く、また、会社との契約交渉の中で責任を限定することは監査人の独立性

の観点から批判もあるためである。

オ．過失相殺法理による限定

アメリカにおいては各州で制度が異なっており、各州法の不法行為責任として過失相殺法理に類似した制度が認められている。すなわち、被告の連帯責任が認められている州でも、原告に過失がある場合には被告は責任を負わないとする寄与過失の法理や、原告に過失がある場合には損害を被告と分担する比較過失の法理が認められている。

カ．第三者範囲の限定

連邦証券法及び連邦証券取引所法は株式市場における投資家を対象とする法律であることから、それ以外の第三者は、州法に基づいて監査人の責任を追及することになる。

アメリカにおいて、監査人の第三者に対する責任は、過失責任と詐欺に基づく責任に区分されるが、過失責任については、ウルトラメアス社への判決（1931 年）により否定されている。同判決は、原則として契約関係のあるものに対して過失責任を負うとしているが、その理由として、監査人の過失責任を第三者に対して肯定すると、監査人が監査終了後かなりの期間にわたって予見できない賠償責任にさらされることを挙げており、これは監査人の保護の必要性を強調したものである。一方、詐欺に基づく責任においても、虚偽表示への信頼と、表示者のだまそうとする意図が必要とされるので、監査人が責任を負う第三者の範囲は結果としてそれほど広く認められるわけではない。

他方で、第三者の範囲を拡大させる動きもある。すなわち、監査人が、財務諸表とともに監査報告書を被監査会社が配布する先について何ら限定することなく意見を表明するとき、その受領者がその事業目的に従って監査報告書に依拠する限り、受領者として合理的に予見可能な者として、それら全員に対して損害賠償責任を負う（合理的予見可能性基準）とした判断を下した判決がある。

また、「予見されていた」情報の受取人には責任を負うが、情報を信頼するとは予見できるが、外部監査人が特定することはできない不特定の人々と定義できる「予見できる」者に対しては責任を負わないとするリステイトメント・アプローチを採用している州もある。

以上、従来の主流的な考えであるウルトラメアス判決の基準においても、また最近有力になっているリステイトメント・アプローチにおいても、監査人と契約関係を有しない第三者が、州法における不法行為責任により監査人を責任追及する場合に、その当事者適格は相当程度制限される。これは、監査人の監査意見が幅広い第三者に利用される可能性があることから、その責任範囲に一定の制限をかけ、監査人を保護しようとするものと考えられる。

キ．保険制度の導入

アメリカにおいては、監査人に職業賠償責任保険の加入義務はなく、保険加入は任意となっている。

2．EUにおける監査人の民事責任限定の動向

EU 主要国であるイギリス・フランス・ドイツにおいては、前述（Ⅲ．1（1）～（3））のとおり、監査人の民事責任限定に係る一定の制度が導入されている。しかし、これらの制度は各国が独自に導入したものである。このため、EU では加盟国間で調和のある監査人の民事責任限定制度を導入するため、2008 年 6 月に欧州委員会勧告を公表している。以下では、欧州委員会勧告の概要を紹介する。なお、この欧州委員会勧告は拘束力を有しない EC 条約に基づく派生法である。

（1）民事責任限定の検討の背景

欧州資本市場の発展のためには、中規模会計事務所の参入により競争原理が働き、かつ、持続可能で健全な監査市場が求められるものの、現状の監査市場は以下の問題を抱えている。

① 多国籍企業監査における寡占化問題

企業は、多国籍に展開し大規模な監査を遂行する能力があると同時に評判のよい会計事務所を選好するため、いわゆるビッグ 4（DTT、EY、KPMG、PWC）が監査人として選任される傾向が顕著である。

一方、会計事務所としては多国籍企業の監査において、子会社所在国の会計事務所と連携して監査を実施する必要がある。各国の法的責任制度は統一されていないため、法的責任リスクのマネジメントに多大なコストを要するが、これに対応できるのはビッグ 4 のみとなっている。

このような状況を背景として、欧州主要証券取引所の株価指数を構成する企業に対するビッグ 4 の占有率は、2004 年時点で 83%～100%と寡占状態にある。

② 法的責任問題

監査人は会社のみならず、会社の株主・債権者・買収予定者といった第三者への法的責任があると同時に、これら第三者への法的責任は一部の国を除き責任限度額の定めがないとともに連帯責任となっていることから、訴訟の場合は賠償請求額が巨額になる可能性が高くなっている。さらに、大手会計事務所は通常巨額の資産を有していると考えられているため、連帯責任下においてはディープ・ポケットとみなされ標的とされるリスクがある。

また、企業及び監査人の法域外に居住している海外の投資家がいることにより、同じ企業に関連して異なる法域で訴えられるリスクを有している。

③ 保険担保能力の欠如問題

多くの EU 加盟国では、監査人は法律又は専門職業協会の規約により専門職

業人賠償責任保険に加入することが要求されている。しかし、大手上場企業、特に国際的企業の監査に対する賠償請求額が予見不能なほど巨額であることから、保険会社は上場企業の監査に対し、十分な専門職業人賠償責任保険の提供は行っていない。このため、1990年代に大手会計事務所はメンバーファームからの保険料をプールすることにより、リスクをメンバー間で共有する自家保険を創出することで対応するようになった。しかし、自家保険だけでは多国籍企業の監査で必要とされる巨額な補償を提供することができなくなっている。

これらの3つの問題は中規模会計事務所の監査市場参入を阻害する要因の一つであるため、一層の監査市場の寡占化が生じるおそれがある。また、今後、巨額の損害賠償請求や監査上の失敗により、ビッグ4がビッグ3となり更なる寡占化のおそれがある。このような寡占化問題は競争的な監査市場構築にとって大きな障壁となっている。

(2) 民事責任限定の検討の概要

欧州委員会勧告は、監査人が上場企業を監査することができなくなるリスクを低減すること及び国際的な法定監査市場へより多くの監査人が参入することを目的とするとともに、この目的を達成するために以下の個別の目的を設定している。

- ・ 監査人がさらされている法的責任範囲の適正化の実現
- ・ 監査人の専門職業人賠償責任保険の利用の促進
- ・ 会計事務所拡張のための投資の奨励
- ・ EU域内での法的責任限定制度の相違点の減少

これらの目的達成のために、欧州委員会勧告は6つのオプションを提示している。

オプション1：EUはアクションを行わない

オプション2：すべての監査人の保険への強制加入

オプション3：免責条項（セーフハーバー）の導入

オプション4（監査人の法的責任の限定）

4 a：法的責任の上限設定（キャップ制）

4 b：比例責任制

4 c：法的責任を限定する制度を導入することを奨励するが具体的な方法を定めない

6つのオプションの内容及び導入に伴う影響について、欧州委員会勧告では以下のとおり検討している。なお、オプション4の法的責任の限定は監査人の過失責任にのみ適用されるものであり、企業が不正行為を行った際に、監査人

が経営者と共謀した場合などの意図的な不正行為には適用されないものである。

オプション1：EU はアクションを行わない

このオプションは、純粹に各国の問題とし、事態を市場動向に任せ、EU 加盟各国が自主的にアクションすることで目的に取り組むというものである。

しかし、このオプションの場合、保険による補償が不十分な状況下では多額の賠償請求リスクが依然としてあるため、中規模会計事務所は国際監査市場への参入に躊躇すると考えられる。また、多額の賠償請求に伴い会計事務所が解散することにより、監査市場の供給者の減少を招くおそれがあることから、国際監査市場の寡占化が継続することが考えられる。

オプション2：すべての監査人の保険への強制加入

このオプションは、EU として監査人に法的責任リスクに係る保険に強制的に加入させる規則を設けることである。

このオプションでは、監査人がさらされている法的責任リスクは変わらないため、保険会社は監査人が必要とする巨額の保険料を支払うことは不可能と考えられる。このため、投資家がすべての証券取引に対して賦課金を支払うか、又は、監査人の監査リスクを分散し、企業に負担させるという方策が考えられる。また、最終的な手段として政府が合意されている限度を超える賠償請求部分の法的責任を引き受けることも考えられる。

しかし、これらは企業、投資家、納税者へ多大な負担を強いるとともに、監査人にとっては保険により救済されることから、モラルハザードにより監査の品質を低下させることになると考えられる。

オプション3：免責条項（セーフハーバー）の導入

このオプションは、高いリスクを有する一定の業務を監査人の法的責任の範囲から除外することにより、監査業務のリスクを軽減させるものである。しかし、リスクのある財務諸表のアサーションにセーフハーバーを導入した場合、アサーションは客観性と検証可能な事実に基づいて決定されるため、監査人がアサーションへの責任を感じなくなることにより、モラル・ハザードを生み出すと考えられる。さらに重要なマイナス面として、会計及び監査の国際基準は、監査人が健全な職業的専門家としての判断により適用すべきであるという原則に基づくことができなくなるために、これらの基準は非常に詳細に規定しなければならなくなる。このため、EU が、導入済の国際財務報告基準（IFRS）を適用すること及び監査の国際基準を今後導入するという方針から挫折する可能性がある。

オプション4 a：法的責任の上限設定（キャップ制）

このオプションは、EU 全体で統一された固定額による金銭的な上限額を設

定するものである。

このオプションは、目的に対する根本的な解決策となり得るが、EU 加盟国の異なる経済情勢及び法的慣行のため、EU 全体での統一的な法的責任の上限額を設定することは現実的ではない。

このため、例えば、企業の規模や監査報酬を基にした算式により上限額を決定することが考えられる。しかし、監査報酬の倍数を基に上限額を決定することは、中規模会計事務所が法的責任を最小化するために監査報酬のダンピングを行う結果となりかねないという危惧がある。

なお、キャップ制の導入は潜在的な賠償請求額の上限を設けることになるため、保険会社が法的責任リスクを査定することを容易にすることから、保険による補償が改善されるというメリットもある。

オプション 4 b：比例責任制

このオプションは、監査人は他の当事者と連帯して支払債務を負うことはなく、生じた損害に関与した程度についてのみ支払債務を負うことになるというものである。

オプション 4 c：法的責任を限定する制度を導入することを奨励するが具体的な方法を定めない

オプション 4 a 及び 4 b による法的責任の限定に代わる EU 内の調和の代替策として、EU 加盟国に法的責任制度に対して制限を導入することを奨励するが方法は定めず、各国に自国の法制度と環境を考慮してキャップ制・比例責任制・その他の方法から選択することを任せるものである。

この方法により、EU 加盟国ごとの法的責任限定制度は時間をかけて収斂することになり、ある程度までは EU 内での法的責任限定制度の相違を軽減することが可能となると考えられる。

欧州委員会勧告では、まず上記のオプションのうち、オプション 4 の法的責任の限定が目的に適合する方法であると提言している。これは、オプション 1（EU によるアクションなし）では国際監査市場の寡占化が解消されないと考えられるためであり、オプション 2（保険への強制加入）では法的責任リスクの金額を算定することが困難なため専門職業人賠償責任保険の利用を推進することにはならず、モラルハザードにより監査の品質に悪影響を与える可能性があるためである。また、オプション 3（セーフハーバーの導入）は監査人のさらされている法的責任リスクを軽減することになるが、保険会社にとり当該軽減の金額を査定することは困難なため、監査人の付保可能性の改善には非常に限られた影響しか与えないと考えられるためである。

次に、オプション 4 の中ではオプション 4 c（各国に法的責任を限定する制

度の方法を委ねる)が最も望ましい方法であると提言している。

これは、オプション4 a (キャップ制) 及びオプション4 b (比例責任制) は目的に対して非常に効果的かつ効率的ではあるが、両オプションともに国家による民事法への介入であり、オプション4 bでは多くの国で既に法制度として連帯責任制度を有しているにもかかわらず、比例責任による法的責任へ変更することを要求することになるため、政治的に受け入れられないと考えられるからである。

したがって、EU 全体にわたる法的責任限定制度の相違点の減少という目的には合致しないものの、オプション4 cがEUにとって、一番現実的な方法であると結論付けている。

なお、法的責任の限定に伴う監査品質への悪影響を防ぐために、監査の監督当局が、将来、重要な役割を果たすことになると欧州委員会勧告は指摘している。

IV 我が国における監査人の民事責任の限定

1. 監査人の民事責任を取り巻く環境・背景

(1) 法定監査の概要

① 金融商品取引法における監査人の役割

金融商品取引法により、有価証券届出書（目論見書）、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、及びこれらの訂正報告書に含まれる財務に関する書類が監査人の監査証明の対象とされている。さらに、平成 18 年の金融商品取引法改正より、内部統制報告書についても監査人の監査対象となっている。

このように、金融商品取引法は、監査人の役割を規律するものといえるが、その監査対象となる財務書類の範囲及び監査人の役割は拡大する傾向にあるといえる。

② 会社法における会計監査人の役割

会社法における会計監査人の基本的な役割は、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査し、監査意見を表明することである。会計監査人は会計監査を遂行できるよう、株式会社及びその子会社に対する調査・報告の権限を有している。

さらに、会計監査人は、計算書類等の法令又は定款への適合について監査役等と意見が異なる場合は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。一方、定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなくてはならない。

③ 金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の関係

上場企業は、金融商品取引法に基づく財務書類と会社法に基づく計算書類を作成しており、監査人も、金融商品取引法と会社法のそれぞれを根拠とした 2 種類の監査報告書を提出する。

もっとも、金融商品取引法に基づく監査と会社法の監査を別々の監査人に依頼することはほとんどなく、同一の監査人が両者を実行しているのが実務慣行となっている。

(2) 会計事務所の組織形態

我が国において採用し得る会計事務所の組織形態は、以下のとおりである。

- ・ 個人事務所
- ・ 無限責任監査法人
- ・ 有限責任監査法人

従来は無限責任監査法人しか認められていなかったため、多くの監査法人が無限責任監査法人であるが、有限責任監査法人の数も近時増加している。

(3) 損害賠償の発生状況

従来、我が国ではアメリカなどに比べ監査人に損害賠償を求める訴訟は極端に少なく、また、監査人の責任を認めた裁判例も極端に少なかった（日本コッパース事件（東京地判平成3年3月19日、東京高判平成7年9月28日）、山一証券事件（大阪地判平成18年3月20日））。

これは我が国ではアメリカのようにクラスアクション制度やディスカバリー制度がなく、監査人の損害賠償責任を追及することが困難であるとい一般的に思われていることなどが背景にあると考えられる。

最近になって、少数ではあるが監査人の注意義務違反を認める裁判例（凸版印刷労組事件（東京地判平成15年4月14日））や和解で終了した事案も発生し、また、大型粉飾事件について監査人の過失責任を認める判決も出てきている（ナボシ事件（大阪地判平成20年4月18日））。

さらに、監査人が粉飾に故意に関与した事案の裁判例（ライブドア事件（東京地判平成21年6月18日））も発生している。当該事件の判決では、故意に粉飾に関与した監査人に厳しい判断が下されている。

(4) 挙証責任

監査人の責任を追及する場合、法律の定める要件について主張、挙証責任を負うのは原告である。

しかし、会社法において、会計監査人の第三者責任については、会計監査人が無過失の挙証責任を負うこととされ、挙証責任が転換されている。諸外国では監査人の過失についての挙証責任は原告側にあることが多いのに対し、我が国では第三者保護の観点から挙証責任が転換されている点が特徴となっている。もっとも、会社法においても善管注意義務の内容自体の主張、挙証責任は原告側にある。

2. 民事責任の概要及び民事責任の限定の状況

(1) 民事責任の概要

監査人が民事責任を負う場合には、会社や第三者に対して損害賠償という形で責任を負うことになるが、その概要は以下のようになっている。なお、監査人が負うことになる民事責任に関しては、法規委員会研究報告第1号「公認会計士等の法的責任について」を参照されたい。

① 会社に対する責任

監査人の監査は会社との監査契約に基づき行われる。この監査契約の性格は準委任契約と解されており、監査人と会社は委任の規定に従うとされている。監査人は監査契約に従い、善良なる管理者としての注意義務をもって、主として監査基準に基づき監査手続を実施する義務を負っている。

監査人がその義務を怠ったときは、会社に対し債務不履行責任を負うこと

になり、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことになる。

なお、他の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役）も当該損害を賠償する責任を負うときは、監査人は、これらの者と連帯して責任を負うことになる。

② 第三者に対する責任

ア．会社法上の責任

法の定める会計監査人の任務につき善管注意義務違反があった場合には任務懈怠責任を認めるとともに、株主代表訴訟の対象に会計監査人が該当することを定めている。

さらに、会計監査人が職務執行につき悪意又は重過失があった場合は第三者に対しても責任を負う旨を定めている。

イ．金融商品取引法上の責任

虚偽の監査証明をした監査人は第三者に対して責任を負う旨を定めている。

③ 監査法人の社員の責任

監査人が監査法人の場合、監査法人の社員と会社とが直接当事者間の関係でなくても、法人の構成員であるすべての社員が債権者に対し、無限連帯責任を負うことになる。これに対する例外的な取扱いを認める制度として指定社員制度及び有限責任監査法人制度がある。これらに関しては、法規委員会研究報告第12号「指定社員制度に関するQ&A」及び法規委員会研究報告第8号「有限責任監査法人制度に関するQ&A」を参照されたい。

(2) 民事責任の限定の状況

① キャップ制

我が国においては、キャップ制は導入されていない。

② 比例責任（連帯責任の排除）

我が国においては、因果関係の寄与割合を認定し、それに応じて個別に損害賠償額を算定するとする考えがある（割合的因果関係）。株式会社の取締役の責任については、この割合的因果関係が認められた裁判例（ダスキン事件（最高裁判所等平成20年2月12日））があり、個々の役員の責任に応じた損害賠償額を負い、かつ、それで足りるとしている。この考えが、監査人の責任においても適用される可能性がある。

③ 契約による限定

我が国において、監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ被監査会社が定めた額と最低責任限度額（監査人の報酬額の2年分）とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を監査人と締結することができる旨を定款で定めることができる。ただし、実務的には責任限定契約を結んでいる監査契約は少数にとどまってい

る。

④ 過失相殺法理による限定

我が国において、監査人に債務不履行責任があるとされる場合でも、被監査会社側にも過失があれば、過失相殺法理による限定がなされることがあり得る。実際に 8 割の過失相殺が認められた裁判例もある（ナナボシ事件）。

⑤ 第三者範囲の限定

我が国において、第三者範囲は明文上規定されておらず、監査報告書の記載と一定の相関関係を有する損害を被った第三者すべてに対して責任を負うことになっている。

⑥ 保険制度の導入

監査人が会社又は第三者に対して損害賠償金を支払う場合に、保険で補償する方法が考えられ、我が国においても任意加入制度として職業賠償責任保険制度が導入されている。

我が国の「公認会計士職業賠償責任保険」は、監査人が正当な注意を払わなかったこと等を理由として、会社又は第三者から損害賠償請求を日本国内で受けた場合に、監査人が負担しなければならない損害賠償責任額を填補限度額の範囲内で保証する制度である。個々の監査業務・会計業務ごとに契約するのではなく、被保険者の行う監査業務・会計業務を包括的に対象としている。

我が国の保険制度は、発足以来 30 数年を迎え、原告である会社又は第三者の保護とともに、監査人のリスクマネジメント・リスクヘッジに寄与している。

3. 我が国の監査人の責任限定方法の特徴

我が国と諸外国の監査人の責任限定の異同をまとめると表 2 に記載のとおりである。

我が国の特徴として、第三者範囲が広く、挙証責任も監査人側に転換されているにもかかわらず、現状は監査人への損害賠償訴訟が多くない点や、キャップ制や比例責任といった責任限定制度が導入されていない点などが挙げられる。

【表2】監査人の責任限定に関連する項目の比較表

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
法定監査の概況	会社法監査 金融商品取引法監査	会社法監査等	商法監査	商法監査	証券取引法監査等
会計事務所の組織形態	無限責任監査法人が多いが、有限責任監査法人も増加している	無限責任パートナーシップが多いが、大手会計事務所には LLP も少なくない	有限責任会社、株式会社が大多数	有限責任会社、株式会社が大多数	専門家法人、LLP、有限責任会社。 なお、大手会計事務所の多くは LLP
損害賠償の発生状況	若干数	多額の賠償金を支払っているケースもある	少数	若干数	多数
挙証責任	会社法上の第三者責任については、監査人側に無過失の挙証責任あり（挙証責任の転換）	原告側が負う	原告側が負う	原告側が負う	原告側が負う
キャップ制	導入されていない	導入されていない	導入されていない	対会社責任については、導入されている（100 万ユーロ又は 400 万ユーロ）	導入されていない
比例責任 （連帯責任の排除）	制度としては導入されていないが、因果関係の寄与割合が考慮される	導入されていない	導入されている	導入されていない	導入されている
契約による限定	対会社責任は契約による限定が認められている	対会社責任については契約によりキャップ制、比例責任と同様の効果を得ることが可能	契約による限定はなされていない	対会社責任については契約により比例責任と同様の効果を得ることが可能	契約による限定はなされていない
過失相殺法理による限定	裁判所判断で過失相殺法理により監査人の支払うべき損害賠償額が決定されている	導入されている	過失相殺という概念そのものはないが、フォート認定による減額がなされることがある	対第三者責任については過失相殺の対象となり得る	各州で制度が異なっている
第三者範囲の限定	第三者の範囲が広範囲となっており、第三者の範囲は限定されていない	第三者の範囲は狭く、かつ、現在の株主も総体として第三者に当たる	第三者の範囲が広範囲となっているが、実質的に限定されることがある	裁判例からは、保護された第三者の範囲は狭いが、むしろ、不法行為責任の成立範囲が狭い	連邦法及び各州法によって、第三者の範囲が異なっている
セーフハーバー （免責条項）の設定	セーフハーバーは設定されていない。これは、監査人が遵守すべき基準や規範は監査基準をはじめ数多くの実務指針、適用指針等があり、内容も複雑で多岐にわたっていることや、また、リスク・アプローチ概念が導入されていることから、画一的なセーフハーバーを設定することは困難であるためである。				
保険制度の導入	加入は任意	加入が義務	加入が義務	加入が義務	加入は任意

V まとめ

(1) 監査市場における監査人の寡占化等の問題

前述（Ⅲ．２１）のとおり、EU では加盟国間で調和のある監査人の民事責任限定制度の導入を目的として欧州委員会勧告が公表されたが、そこには多国籍企業の監査における監査人の寡占化問題、法定責任問題、保険担保能力の欠如問題が背景にあり、長期的には、我が国でも同じような問題が顕在化する可能性がある。

すなわち、EU ではいわゆるビッグ４が監査人として選任される傾向が顕著であるが、我が国においても上場企業の 70%以上は大手３大監査法人による監査を受けている。そのため、大手監査法人による監査市場の更なる寡占化は、企業による監査法人の選択肢をより狭め、監査業界での競争原理も働かなくなることが懸念される。

また、EU では一部の国を除き責任限度額の定めがなく連帯責任となっているが、我が国においても会計監査人の第三者責任は、会社法の条文上、会社（役員）との連帯責任として認められている。さらに、我が国の場合には第三者範囲が限定されておらず、広範囲となっており、挙証責任が監査人側に転換されていることから、諸外国に比して監査人の責任をより追及しやすい制度になっている。

加えて、EU では多くの加盟国において保険制度への加入が義務付けられているが、我が国では義務化されておらず、監査人の責任を保険で十分に補償できていない状況になっている。

(2) 監査人の責任限定の議論

欧州委員会勧告では、法的責任限定の方法としてキャップ制や比例責任制が効果的・効率的としながらも、加盟国の法制度を変更することになること等を踏まえ、各国に法的責任限定の方法を委ねる提言を行っているにとどめている。このように現実的な方法を採用し、キャップ制や比例責任制を採用すべきとの具体的な結論を出せなかったことから、監査人の責任限定問題の解決は非常に難しいといえる。

一方、我が国では、長期的には EU と同様の問題が顕在化する可能性はあるものの、監査人の責任限定の議論はほとんど行われていないのが現状である。

(3) 我が国における監査人の責任限定の必要性と方向性

我が国では監査人の第三者責任を限定する制度は導入されていないが、近年、監査人の第三者責任を追及する訴訟が提起されるようになってきている。アメリカのように訴訟が増加し、監査人への責任追及の機会が増加し、監査人が予見不能な又は巨額な賠償責任を負うことになれば、長期的には、リスクが高い会社に対して監査業務が提供できない事態や監査報酬の高騰がもたらされる事態も想定され、その場合、投資家等の市場参加者の負担も増加することになる。

我が国において監査人の第三者責任の限定方法を議論する場合には、以下のよう
な選択肢（又はその組合せ）が考えられる。

- ① キャップ制を導入する方法
- ② 比例責任（連帯責任の排除）を導入する方法
- ③ 第三者範囲を限定する方法
- ④ 保険制度への加入を義務付ける方法

①のキャップ制は、損害の予見可能性が高まることや、独立性を害する可能性
が少ない等のメリットがある一方で、責任範囲を合理的範囲に限定する以上、当
該責任の履行は確実になされるべきことになるため、④の保険制度への加入の義
務付けと合わせて導入することが必要になるものとする。

②の比例責任については、ディープポケット目的の訴訟が数多く提訴されるこ
とを防止できるメリットがある一方で、我が国では条文上、第三者責任が連帯責
任として規定されているため、法制度としての導入に当たっては相当な理由付け
を行うことが必要になるものとする。

③の第三者範囲の限定については、監査人側の利益、第三者側の利益のバラン
スを特に考慮することが必要となるものとする。

監査業務のグローバル化が進展した現在においては、監査人の第三者責任の限
定に関しても、EUをはじめ、諸外国との制度的調和を図る必要があるものと考え
る。我が国においても、上記のいずれの方法が最善であるかは現時点で結論を出
すことは困難であるが、監査人のみならず、監査に関連するあらゆる利害関係者
のためにも、監査人の責任限定の議論が開始されることを期待するものである。

以　上

【参考文献】

- ・「英仏独における会計士の損害賠償責任」(JICPA 会計・監査ジャーナル 2002 年 6 月号)
- ・諸外国の監査法人制度等の比較(第 6 回金融審議会公認会計士制度部会(平成 18 年 5 月 29 日配布資料))
- ・内田千秋「フランスにおける会計監査役の任務と民事責任」(早稲田法学、80(4)号(2001 年 8 月 1 日)、81(2)号(2006 年 5 月 20 日)、84(1)号(2008 年 9 月 20 日))
- ・「La responsabilite civile du commissaire aux comptes」(Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes、2007 年 7 月)
- ・野田良之「フランス民法における faute の概念」(我妻教授還暦記念「損害賠償責任の研究(上)」有斐閣、1957 年)
- ・高畑順子「フォート(faute)から因果関係へ」(法と政治 34(2)、1983 年)
- ・高畑順子「「損害」概念の新たな一視点」(法と政治 35(4)、1984 年)
- ・弥永真生「会計監査人の責任の限定」(有斐閣、2000 年 7 月)
- ・「米国における賠償責任の最新事情」(銀泉保険コンサルティング㈱、2008 年 4 月)
- ・山本隆司「米国特許訴訟における訴訟リスクの分析と対策」(国際商事法務、1995 年)
- ・合衆国会計検査院 著者、藤田幸男・八田進二 監訳「アメリカ会計プロフェッション」(白桃書房、2000 年 7 月)
- ・KPMG LLP 編「新 Q & A アメリカの会計百科(第 2 版)」(有斐閣、2004 年 7 月)
- ・神山直規・佐々木洋和・建宮努 著者、プロアクティブ/グアム大学日本事務局 監修「税法・ビジネスロー REG(第 3 版)」(中央経済社、2009 年 12 月)
- ・「EU 内における監査人の第三者に対する責任：イギリス、オランダ、ドイツ、ベルギーの比較調査」(Journal of International Commercial Law and Technology 2008 年)
- ・「法定監査人及び監査事務所の民事責任限定に関する委員会勧告」(欧州委員会 2008 年 6 月)
- ・庄司克宏「EU 法 基礎篇」(岩波書店、2003 年 9 月)